

暫定プランの取扱いについて

ここでは、暫定プランの取扱いについて、留意すべき主な事例を列挙しています。

必要に応じて、自己作成プランの取扱いをするケースがあり得ますが、自己作成プランは例外的な取扱いとなるため、暫定でサービスを利用する場合は、従前どおり包括支援センターと居宅介護支援事業所とで連携を図るよう努めてください。

例1. 新規申請、暫定プラン: 予防給付・総合事業(現行相当サービス)、認定結果: 非該当

5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより**予防給付サービス(介護予防福祉用具貸与)**と**総合事業サービス(訪問介護相当サービス)**の利用を開始したが、6月15日になって認定結果が「**非該当**」となった場合

予防給付サービス

対象者は、「要支援者」ではないため、「介護予防福祉用具貸与」は全額自己負担となります。

総合事業サービス

対象者は、「要支援者」ではないため、「訪問介護相当サービス」は全額自己負担となります。

例2. 新規申請、暫定プラン: 予防給付・総合事業(現行相当サービス)、認定結果: 要介護

5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより**予防給付サービス(介護予防福祉用具貸与)**と**総合事業サービス(訪問介護相当サービス)**の利用を開始したが、6月15日になって認定結果が「**要介護**」となった場合

予防給付サービス

「介護予防福祉用具貸与」は介護給付の「福祉用具貸与」に振り替えることが可能です。

総合事業サービス

「訪問介護相当サービス」は介護給付の「訪問介護」に振り替えることが可能です。

※必要に応じて、5月分を自己作成プランに変更してください。

※例外給付の対象となる福祉用具貸与の場合、必要に応じて通常どおりの諸手続きを行ってください。

例3. 新規申請、暫定プラン: 予防給付・総合事業(緩和型サービス)、認定結果: 非該当

5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより**予防給付サービス(介護予防福祉用具貸与)**と**総合事業サービス(訪問型サービスA)**の利用を開始したが、6月15日になって認定結果が「**非該当**」となった場合

予防給付サービス

対象者は、「要支援者」ではないため、「介護予防福祉用具貸与」は全額自己負担となります。

総合事業サービス

対象者は、「要支援者」ではないため、「訪問型サービスA」は全額自己負担となります。

例4. 新規申請、暫定プラン: 予防給付・総合事業(緩和型サービス)、認定結果: 要介護

5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより**予防給付サービス(介護予防福祉用具貸与)**と**総合事業サービス(訪問型サービスA)**の利用を開始したが、6月15日になって認定結果が「**要介護**」となった場合

予防給付サービス

「介護予防福祉用具貸与」は介護給付の「福祉用具貸与」に振り替えることが可能です。

総合事業サービス

「要介護者」は総合事業サービスを利用できないため、「訪問型サービスA」は全額自己負担となります。「訪問型サービスA」は人員基準等が「訪問介護」を満たしていないため、「訪問介護」に振り替えることはできません。

※必要に応じて、5月分を自己作成プランに変更してください。

※例外給付の対象となる福祉用具貸与の場合、必要に応じて通常どおりの諸手続きを行ってください。

例5. 新規申請、暫定プラン:介護給付、認定結果:非該当

5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより介護給付サービスである**福祉用具貸与**と**訪問介護**の利用を開始したが、6月15日になって認定結果が「**非該当**」となった場合

福祉用具貸与・訪問介護

対象者は「**要介護者**」ではないため、「**福祉用具貸与**」・「**訪問介護**」ともに全額自己負担となります。

例6. 新規申請、暫定プラン:介護給付、認定結果:要支援

5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより介護給付サービスである**福祉用具貸与**と**訪問介護**の利用を開始したが、6月15日になって認定結果が「**要支援**」となった場合

福祉用具貸与

介護予防給付の「**介護予防福祉用具貸与**」に振り替えることが可能です。

訪問介護

総合事業の「**訪問介護相当サービス**」に振り替えることが可能です。

※必要に応じて、5月分を自己作成プランに変更してください。

※例外給付の対象となる**介護予防福祉用具貸与**の場合、必要に応じて通常どおりの諸手続きを行ってください。

例7. 事業対象者が新規申請、暫定プラン：予防給付・総合事業（現行相当サービス）、認定結果：非該当

基本チェックリストを受け、4月1日から事業対象者となった方が、5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより予防給付サービス（介護予防福祉用具貸与）と総合事業サービス（訪問介護相当サービス）の利用を開始したが、6月 15 日になって認定結果が「非該当」となった場合

予防給付サービス

対象者は、「要支援者」ではないため、「介護予防福祉用具貸与」は全額自己負担となります。

総合事業サービス

対象者は、「事業対象者」に戻るため、「訪問介護相当サービス」は総合事業費から支給がされます。

例8. 事業対象者が新規申請、暫定プラン：予防給付・総合事業（現行相当サービス）、認定結果：要介護

基本チェックリストを受け、4月1日から事業対象者となった方が、5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより予防給付サービス（介護予防福祉用具貸与）と総合事業サービス（訪問介護相当サービス）の利用を開始したが、6月 15 日になって認定結果が「要介護」となった場合

予防給付サービス

「介護予防福祉用具貸与」は介護給付の「福祉用具貸与」に振り替えることが可能です。

総合事業サービス

「訪問介護相当サービス」は介護給付の「訪問介護」に振り替えることが可能です。

※必要に応じて、5月分は自己作成プランに変更してください。

※例外給付の対象となる福祉用具貸与の場合、必要に応じて通常どおりの諸手続きを行ってください。

例9. 事業対象者が新規申請、暫定プラン:予防給付・総合事業(緩和型サービス)、認定結果:非該当

基本チェックリストを受け、4月1日から事業対象者となった方が、5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより**予防給付サービス(介護予防福祉用具貸与)**と**総合事業サービス(訪問型サービスA)**の利用を開始したが、6月15日になって認定結果が「**非該当**」となった場合

予防給付サービス

対象者は、「要支援者」ではないため、「介護予防福祉用具貸与」は全額自己負担となります。

総合事業サービス

対象者は、「事業対象者」に戻るため、「訪問型サービスA」は総合事業費から支給がされません。

例10. 事業対象者が新規申請、暫定プラン: 予防給付・総合事業(緩和型サービス)、認定結果: 要介護

基本チェックリストを受け、4月1日から事業対象者となった方が、5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより**予防給付サービス(介護予防福祉用具貸与)**と**総合事業サービス(訪問型サービスA)**の利用を同時に開始したが、6月15日になって認定結果が「**要介護**」となった場合

★5月1日から「要介護者」として取り扱う場合

予防給付サービス

「介護予防福祉用具貸与」は介護給付の「福祉用具貸与」に振り替えることが可能です。

総合事業サービス

「要介護者」は総合事業サービスを利用できないため、「訪問型サービスA」は全額自己負担となります。「訪問型サービスA」は人員基準等が「訪問介護」を満たしていないため、「訪問介護」に振り替えることはできません。

※例外給付の対象となる福祉用具貸与の場合、必要に応じて通常どおりの諸手続きを行ってください。

★「事業対象者」のままとして取り扱う場合(原則的に認定日まで)

予防給付サービス

「事業対象者」は給付サービスの利用ができないため、「介護予防福祉用具貸与」は「福祉用具貸与」に振り替えることはできず、全額自己負担となります。

総合事業サービス

「訪問型サービスA」は総合事業費から支給されます。

★平成27年3月31日付け介護保険最新情報 Vol.450『介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案』についてのQ&Aについて』に示されている『介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案』についてのQ&A【平成27年3月31日版】第4の間4参照。

例11. 事業対象者が新規申請、暫定プラン:介護給付、認定結果:非該当

基本チェックリストを受け、4月1日から事業対象者となった方が、5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより介護給付サービスである**福祉用具貸与**と**訪問介護**の利用を開始したが、6月15日になって認定結果が「**非該当**」となった場合

福祉用具貸与

対象者は、「事業対象者」に戻るため、「福祉用具貸与」は全額自己負担となります。

訪問介護

対象者は、「事業対象者」に戻るため、「訪問介護」は「訪問介護相当サービス」に振り替えることが可能です。

※必要に応じて、5月分を自己作成プランに変更してください。

例12. 事業対象者が新規申請、暫定プラン:介護給付、認定結果:要支援

基本チェックリストを受け、4月1日から事業対象者となった方が、5月1日に新規で認定申請した場合で、暫定プランにより介護給付サービスである**福祉用具貸与**と**訪問介護**の利用を開始したが、6月15日になって認定結果が「**要支援**」となった場合

福祉用具貸与

「福祉用具貸与」は「介護予防福祉用具貸与」に振り替えることが可能です。

訪問介護

「訪問介護」は「訪問介護相当サービス」に振り替えることが可能です。

※必要に応じて、5月分を自己作成プランに変更してください。

※例外給付の対象となる介護予防福祉用具貸与の場合、必要に応じて通常どおりの諸手続きを行ってください。